浜松市教育委員会会議次第

令和3年2月24日(水) 1 4 時 0 0 分 教 育 委 員 会 室

- 1 開 会
- 2 前回会議録の報告及び承認
- 3 会議録署名人の決定(安田委員、田中委員)
- 4 会期の決定
- 5 議 事
- (1)議案

【議決案件】

第9号議案 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について

(教職員課)

第10号議案 ※非公開

(教職員課)

(2)報告

ア 令和3年度発達支援学級新設予定校について

(教育総務課、指導課)

イ ※非公開

(教職員課)

ウ ※非公開

(教職員課)

6 閉 会

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成29年浜松市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 (略)	第3条 (略)
	(防疫作業手当)
	第3条の2 条例第5条の2第1項の教育委
	員会規則で定める感染症は、感染症の予防及
	び感染症の患者に対する医療に関する法律
	(平成10年法律第114号)第6条第7項
	に規定する新型インフルエンザ等感染症(以
	下「新型インフルエンザ等感染症」という。)、
	同条第8項に規定する指定感染症(以下「指
	定感染症」という。)及び同条第9項に規定
	する新感染症(以下「新感染症」という。)
	<u>とする。</u>
	2 条例第5条の2第2項の教育委員会規則
	で定める感染症は、新型インフルエンザ等感
	染症、指定感染症及び新感染症のうち一類感
	染症に相当するものとして教育委員会が認
	<u>めるものとする。</u>
(勤務日数の計算方法)	(勤務日数の計算方法)

第4条 (略)	第4条 (略)
附則	附則
	(施行期日)
(略)	<u>1</u> (略)
	(新型コロナウイルス感染症防疫等作業手
	<u>当)</u>
	2 条例附則第2項の教育委員会規則で定め
	るものは、新型コロナウイルス感染症に感染
	<u>するおそれがある作業として教育委員会が</u>
	定める作業とする。
	3 条例附則第2項の教育委員会規則で定め
	<u>る作業は、同項の手当の支給の対象となる作</u>
	業(以下「新型コロナウイルス防疫等作業」
	<u>という。)とする。</u>
	4 新型コロナウイルス防疫等作業に従事し
	た時間が2時間未満である場合における条
	例附則第4項の教育委員会規則で定めると
	ころにより減額して支給する新型コロナウ
	イルス感染症防疫等作業手当の額は、新型コ
	ロナウイルス感染症防疫等作業手当の額に

2分の1を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この規則は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

教育職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症などの感染症から児童 生徒等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に対し、新型コロナウ イルス感染症防疫等作業手当及び防疫作業手当を支給可能とする浜松市教育職員の特殊 勤務手当に関する条例(平成29年浜松市条例第35号)の一部改正を受け、教育委員 会規則の改正を行うものです。

(改正内容)

1. 新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当の支給に関すること

手当の支給対象となる作業を新型コロナウイルス感染症に感染する恐れがある作業 とし、養護教諭等が感染又はその感染の恐れがある児童生徒等の看護、搬送の付き添いなどを行った際に支給の対象とするものです。

このほか、防疫作業手当との二重支給の禁止及び従事時間が2時間未満の場合は、 支給額を半減することを定めるものです。

2. 防疫作業手当の支給に関すること

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症に相当するものを、同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症(以下「手当支給対象感染症」という。)とし、手当支給対象感染症の患者の移送、防疫作業を行った際に防疫作業手当の支給対象とするものです。

【参考 手当の支給額について】

・新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当

教職員が新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがある作業	3,000円/日
に従事したとき。	(1,500円/日)*
特に危険性が高い作業(患者等に直接接して行う業務その他	4,000 円/日
教育委員会がこれに準じると認める業務)に従事したとき。	(2,000円/日)※

※従事時間が2時間未満の場合の支給額

• 防疫作業手当

教職員が、感染症(二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指	
定感染症、新感染症)患者の移送・感染症の防疫作業、開放性結核患	450 円/件
者の予防救治の業務に従事したとき。	
一類感染症及び手当支給対象感染症のうち一類感染症に相当する	600 Ⅲ / <i>l</i> #
ものの業務に従事したとき。	600円/件

(施行期日)

この規則は、公布の日の翌日から施行するものです。

令和3年度 発達支援学級新設予定校について

教育総務課 就学支援担当 指導課 教育総合支援担当

1 新設予定校 1 0 校 小学校 6 校 (知的 2 · 自情 4) 中学校 4 校 (知的 3 · 自情 1)

学校名…発達支援学級新規開設の学校

No.	学 校 名	学 級 種	学級数
1	葵西小学校	知的障害	1
2	水窪小学校	知的障害	1
3	江西中学校	知的障害	1
4	与進中学校	知的障害	1
5	佐久間中学校	知的障害	1
6	広沢小学校	自閉症・情緒障害	2
7	与進小学校	自閉症・情緒障害	2
8	泉小学校	自閉症・情緒障害	1
9	可美小学校	自閉症・情緒障害	2
10	北浜東部中学校	自閉症・情緒障害	1

[・]学級数は令和3年2月1日現在

2 令和3年度設置校数・設置率(分校除く)※

(1) 小学校 96校中 69校 (新規3校) 設置率 71.9% (R2:69.8%)

(2) 中学校 48校中 43校 (新規2校) 設置率 89.6% (R2:85.4%)

(3)全体 144校中 112校 (新規5校) 設置率 77.8% (R2:75.0%)

※知的、自・情の双方またはいずれかを設置している学校数

3 通学区域

(別紙)「浜松市立小・中学校発達支援学級通学区域(案)」

浜松市立小·中学校発達支援学級通学区域

令和3年4月1日改定

《知的障害学級》

中学校名	通学区域	小学校名	通学区域 (小学校区を単位)
東部中	東部中	相生小	相生小
 	宋部中 	飯田小	飯田小
西部中	西部中	県居小	鴨江小 西小 県居小
南部中	南部中	双葉小	白脇小 竜禅寺小 双葉小 (※中学校は住所で南部中、江西中に分かれる)
江西中 (新設)	江西中		浅間小
南陽中	東陽中 南陽中	芳川小	河輪小 芳川北小 芳川小
江南中	江南中	南の星小	砂丘小(江南中学校区) 南の星小
北部中	中部中 蜆塚中 北部中	追分小	中部小 広沢小 追分小
高台中	高台中	- 泉小 	城北小 泉小 (※中学校は住所地で北部中、高台中に分かれる)
IH II I	IN LI	萩丘小	萩丘小
富塚中	富塚中	富塚西小	富塚小 富塚西小
佐鳴台中	佐鳴台中	佐鳴台小	佐鳴台小
天竜中	天竜中	中ノ町小	和田小 和田東小 中ノ町小
八幡中	八幡中	船越小	東小 船越小
丸塚中	丸塚中	佐藤小	佐藤小
76-30) L-3X	蒲小	蒲小
曳馬中	曳馬中	曳馬小	曳馬小
7,77	2,77	上島小	上島小
笠井中	笠井中	笠井小	豊西小 笠井小
与進中 (新設)	与 進中	与進小	与進小
		与進北小	与進北小
積志中	積志中	積志小	有玉小 積志小
中郡中	中郡中	中郡小	大瀬小 中郡小
三方原中	 三方原中	三方原小	三方原小
		豊岡小	豊岡小
都田中	都田中	都田南小	都田小 都田南小
		葵が丘小	葵が丘小
北星中	開成中 北星中	瑞穂小	花川小 瑞穂小
		初生小	初生小
	7 mz -L	葵西小(新設)	英西小
入野中	入野中	入野小	西都台小 大平台小 入野小
湖東中	湖東中 神久呂中	伊佐見小	神久呂小 伊佐見小
*	rt* rt+ rt+	和地小	和地小
庄内中	庄内中	庄内小	村櫛小 庄内小
篠原中	篠原中	篠原小	篠原小
可美中	可美中	可美小	可美小
新津中	新津中	新津小	砂丘小(新津中学校区) 新津小
舞阪中	舞阪中	舞阪小	舞阪小
雄踏中	雄踏中	雄踏小	雄踏小

浜松市立小·中学校発達支援学級通学区域

中学校名	通学区域	小学校名	通学区域 (小学校区を単位)
汇点由	近月中	浜名小	浜名小
浜名中	浜名中	内野小	内野小
北浜中	北浜中	北浜小	北浜南小 伎倍小 北浜小
次 4と4と47 ch	近小下车	中瀬小	中瀬小
浜北北部中	浜北北部中	赤佐小	赤佐小
麁玉中	麁玉中	麁玉小	麁玉小
選		新原小	新原小
北浜東部中	北浜東部中	北浜東小	北浜東小
1. 任果部中	1. 供果部中	北浜北小	北浜北小
清竜中	清竜中	二俣小	下阿多古小 上阿多古小 熊小 二俣小
火心上山	火心に由	光明小	光明小
光が丘中 光が丘中	横山小	横山小	
春野中	春野中	犬居小	犬居小
个 到中	(本) 中	気田小	気田小
佐久間中 (新設)	佐久間中		佐久間小 浦川小
	水窪中	水窪小(新設)	水窪小
細江中	細江中	気賀小	西気賀小 伊目小 気賀小
冰山江 十		中川小	中川小
		金指小	金指小
引佐南部中	引佐南部中	奥山小	奥山小
			井伊谷小(中学校は引佐南部中)
引佐北部中	引佐北部中	井伊谷小	引佐北部小(中学校は引佐北部中)
三ヶ日中	三ヶ日中	三ヶ日西小	平山小 尾奈小 三ヶ日東小 三ヶ日西小

浜松市立小•中学校発達支援学級通学区域

《自閉症·情緒学級》

中学校名	通学区域	小学校名	通学区域 (小学校区を単位)
西部中	江西中 西部中	県居小	浅間小 鴨江小 西小 双葉小(江西中学校区) 県居小
南部中	南部中	竜禅寺小	白脇小 双葉小(南部中学校区) 竜禅寺小
中部中	蜆塚中 北部中 高台中 (萩丘小学校区を除 く)	中部小	中部小
	中部中	広沢小 (新設)	広沢小 追分小(蜆塚中学校区)
		泉小(新設)	城北小 泉小 追分小(北部中学校区)
1. ##.H	曳馬中 丸塚中	佐藤小	東小 船越小 蒲小 佐藤小
八幡中	八幡中	曳馬小	上島小 曳馬小
天竜中	天竜中	和田東小	和田小 中ノ町小 和田東小
与進中	与進中	与進小 (新設)	与進小
子连个	子 進中	与進北小	与進北小
笠井中	笠井中	笠井小	豊西小 笠井小
南陽中	江南中 東部中	南の星小	河輪小 砂丘小(江南中学校区) 南の星小
1 100 1	東陽中南陽中	芳川北小	飯田小 相生小 芳川小 芳川北小
		萩丘小	萩丘小
北星中	開成中 北星中高台中(萩丘小学校区)	葵が丘小	花川小 瑞穂小 葵が丘小
		初生小	葵西小 初生小
湖東中	神久呂中 湖東中	和地小	神久呂小 伊佐見小 和地小
庄内中	庄内中	庄内小	村櫛小 庄内小
中郡中	中郡中 積志中 中郡中	中郡小	大瀬小 中郡小
		有玉小	積志小 有玉小
三方原中	三方原中	三方原小	豊岡小 三方原小
都田中	都田中	都田南小	都田小 都田南小
佐鳴台中	入野中 佐鳴台中	佐鳴台小	入野小 西都台小 大平台小 佐鳴台小
富塚中	富塚中	富塚小	富塚西小 富塚小
篠原中	篠原中	篠原小	篠原小
可美中	 新津中 可美中	新津小	砂丘小(新津中学校区) 新津小
	7,711	可美小(新設)	可美小
雄踏中	舞阪中 雄踏中	舞阪小	舞阪小
	711/24	雄踏小	雄踏小
浜名中	 浜名中	浜名小	浜名小
		内野小	内野小
北浜中	北浜中	北浜小	北浜南小 北浜小
		伎倍小	伎倍小
北浜東部中(新設)	北浜東部中	北浜北小	北浜東小 北浜北小
	ンド・1ト・1ト 立口 rts	中瀬小	中瀬小
浜北北部中	浜北北部中 麁 玉中	赤佐小	赤佐小
		麁玉小	新原小 麁玉小
清竜中	 清竜中	二俣小	二俣小
114 (4)		上阿多古小	熊小 下阿多古小 上阿多古小
光が丘中	光が丘中	光明小	横山小 光明小
	春野中	気田小	気田小 犬居小
	佐久間中		佐久間小 浦川小
	水窪中		水窪小

浜松市立小・中学校発達支援学級通学区域

中学校名	通学区域	小学校名	通学区域 (小学校区を単位)
细汁曲	细汗曲	気賀小	西気賀小 伊目小 気賀小
細江中細江中		中川小	中川小
	引佐北部中 引佐南部中	井伊谷小	金指小 奥山小 引佐北部小 井伊谷小
三ヶ日中	三ヶ日中	三ヶ日西小	平山小 尾奈小 三ヶ日東小 三ヶ日西小

《難聴学級》

中学校名	通学区域	小学校名	通学区域
中部中	市内全域	中部小	中区 東区 西区 南区 北区
		中瀬小	浜北区 天竜区

《肢体不自由》

中学校名	通学区域	小学校名	通学区域
北部中	中区 東区 北区	追分小	中区 東区 北区
可美中	西区 南区	雄踏小	西区 南区
浜北北部中	浜北区 天竜区	赤佐小	浜北区 天竜区

《弱視学級》

中学校名	通学区域	小学校名	通学区域(小学校区を単位とする)

《病弱学級》

中学校名	通学区域	小学校名	通学区域(小学校区を単位とする)
積志中	市内全域	有玉小	市内全域 (ただし、学級は浜松医大病院内)